

# Tax watch update

Issue No. 12

2010年12月

はじめに	2
法人所得税	2
付加価値税	2
個人所得税	3
関税及び税関に関する規則	4
その他	5



## はじめに

今月号では、法人所得税、付加価値税、個人所得税、関税、関税に関する規則及びその他のベトナムの最新情報・Official Letter を記載しました。これらの最新の規制やその影響、あるいは事業機会についてご検討を頂き、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談頂けたらと思います。

## 法人所得税

### 引当金の戻入れに対する税制

法人所得税に関する Circular 130/2008/TT-BTC により、引当金の戻入れは其他所得と見なされ、税制上優遇措置（もし有る場合）の享受ができません。しかし、財務省の 2010 年 6 月 7 日付け Official Letter 7250/BTC-TCT 及び税務総局の 2010 年 10 月 18 日付け Official Letter 4174/TCT-CS に基き、事業者は引当金の繰り入れ・使用制度に関する 2009 年 12 月 7 日付け Circular 228/2009/TT-BTC の規定により戻入引当に相当する額を管理費として計上することができます（法人所得税の課税所得を計算する際に、引当金の戻入れは其他所得として見なされない）

### 個人から購入したインボイスの無い資産に対する償却費

税務総局の 2010 年 11 月 18 日付け Official Letter 4684/TCT-CS により、事業者が個人より中古自動車を購入する際、インボイスが無い場合でも、支払書及び国家公証のある売買契約書があり、購入リストが作成され、登記手数料の納付がされ、所有権の変更手続きの遂行及び規定通り資産簿記がされている場合、法人所得税の課税所得を計算する際に、上記の資産償却費を費用として計上することができる。

但し、償却費を計算するために、事業者が規定する資産の原価が市場での類似資産或いは相当資産の原価より高い場合、税務当局により事業者は資産原価の見直しが要求される。

## 付加価値税

### インボイスに関する 2010 年 9 月 28 日付け Circular 153/2010/TT-BTC の訂正

2010 年 11 月 9 日に、財務省は Circular 153/2010 を訂正する Decision 2905/QĐ-BTC を発行しました。

- ▶ 輸出インボイスに対する：「様式」及び「シリアル番号」が追加された。

- ▶ 付加価値税インボイス様式・販売インボイス様式に関する付録 1、付録 3、付録 5；インボイス発行通達 | インボイス使用状況報告；及びインボイス キャンセル結果報告の一部が訂正された。

本決定は署名日より発効し、2011 年 1 月 1 日から適用されます。

## ベトナム国外で商品の購入・販売に対する付加価値税

税務総局の 2010 年 9 月 30 日付け Official Letter 3843/TCT-CS により、ベトナムの 2 つの事業者が、お互いに商品の売買活動を行う場合、その活動がベトナム国外で行われる場合は、この商品は付加価値税法の対象外となります。

## 個人所得税

### 個人所得税に関する 2008 年 9 月 30 日付け Circular 84/2008/TT-BTC の改定

2010 年 11 月 5 日に、財務省は Circular 84/2008 を修正・補足する Circular 175/2010/TT-BTC を発行しました。修正・補足内容は以下の通りとなります。

- ▶ 給与所得、利息・配当所得、資本譲渡所得（株式譲渡所得を含める）及びその他課税所得がある個人に対する税登記書類に関する D 部、I 項、2.3 点が修正されました。従いまして、税登記書類は (i) この Circular に添付して公表された申告書の 01/DK-TNCN 様式及び (ii) 身分証明書或いは有効のパスポートの写し（公証の必要はない）となります。
- ▶ D 部、I 項、4 点の税登記書類の返答期限（2-5 営業日）が追加されました。

この Circular は署名日の 45 日後より発効となります。

### 外国人居住者の個人所得税

現行規定により、ベトナム居住者である外国人はベトナムでの就労契約終了時に個人所得税の確定申告を行わなければなりません。しかし、帰国後、その課税年度内に、ベトナムでの所得支払者が該当外国人にベトナム勤務に対する所得を支払う場合、ベトナム所得支払者はその個人所得税を源泉徴収し、申告、納付の義務を負います。

「税務総局の 2010 年 12 月 9 日付け Official Letter 4999/TCT-TNCN に基づく」



### 海外で働くベトナム人の居住ステータスの判定

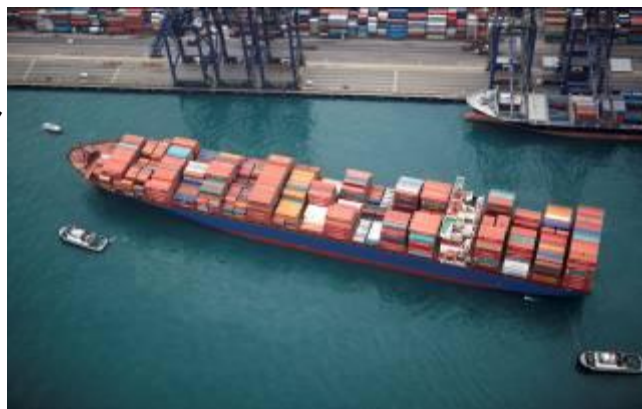
税務総局の新たなガイダンスにより、外国企業と就労契約を締結し海外で勤務するベトナム人がベトナムに 183 日間以下の滞在であっても、ベトナムでの居住住所を維持している場合は、ベトナムの居住者となります。Circular 84/2008/TT-BTC により、ベトナムでの登記居住住所とは一時的ではなく、継続して無期限、又は経済生活を行う為に常に住む特定箇所であり、居住法に基き居住を登記した箇所のことです。ベトナム及びベトナムと協定を締結した国の二カ国居住者の場合、協定を適用して、唯一居住箇所が判定されます。海外で 183 日間以上勤務するベトナム人居住者は税金決算時点で申告、納税を行います。課税年度は西暦とされ、ベトナム個人所得税の確定申告書類の提出締切は西暦の終了日より 90 日間と規定されます。

「2010 年 10 月 21 日付け Official Letter 4229/TCT-TNCN 及び 2010 年 12 月 16 日付け Official Letter 5145/TCT-TNCN に基づく」

## 関税及び税関に関する規則

### 輸出入品の通関価値の判定の新規定

財務省は輸出入品の通関価値の判定に関する 2007 年 3 月 16 日付け Decree 40/2007/ND-CP の実施ガイドラインを提供する 2010 年 12 月 15 日付け Circular 205/2010/TT-BTC を発行しました。この Circular は財務省の 2008 年 05 月 21 日付け Circular 40/2008/TT-BTC、2009 年 11 月 25 日付け Circular 222/2009/TT-BTC の第 21 条の規定に相違しており、公表されている財務省よりの Official Letter に取って代わります。



この Circular は主に税務管理法の要求に適用される方向で課税価格を判定する手続きの明確化のための規定を補足しています。その他の主要な内容は変わらないものです。この新たな Circular に特筆すべきなのは輸出品の課税価格を判定する規定及び輸入品の取引価値を構成する要素（ロイヤリティやライセンス料など）の検査・申告手続きに関する規定を補足したことです。但し、後者規定は輸入後売上高に付随する理由或いは売買契約書・別途合意書に詳細規定されるその他の理由で通関申告書を作成する際、上記の要素の確定ができない場合のみに適用されます。

この Circular は署名日の 45 日後より発効します。

### 通関手続き、通関の観察・検査、関税管理に関する新規定

2010 年 12 月 06 日に財務省は輸入品に対する通関手続き；通関の観察・検査；輸出税、輸入税及び税務管理のガイドラインを提供する Circular 194/2010/TT-BTC を発行しました。この Circular は 2011 年 01 月 20 日より発効になり、財務省の 2009 年 4 月 20 日付け Circular 79/2009/TT-BTC 及びこの Circular に相違し公表されている財務省よりの以前の規定に取って代わります。

この Circular は Tax Watch Update No. 8 (2010 年 9 月) に掲載された Decree 87/2010/ND-CP に規定された輸入税管理の要求に対応するものと見なします。但し、Decree 87/2010 に規定された輸入税の優遇措置を享受できる分野一覧表に属するプロジェクトを判定する条件・指標がまだ発行されておらず、関連する機関が輸入税免税を遂行したことがないのが現状である。従って、実際に輸出入の事業者が輸入税免税に関する規定を適用するときに困難にあう可能性があります。

### 優遇輸入税率一覧・優遇輸出税率一覧による新たな税率

財務省は課税商品一覧表に属する優遇輸入税率一覧・優遇輸出税率一覧の新たな税率を規定する 2010 年 11 月 15 日付け Circular 184/2010/TT-BTC を発行しました。これらの税率一覧表は 2011 年 01 月 01 日より適用となります。これらの税率一覧表により、かなり多くの商品税率が財務省の 2009 年 11 月 112 日付け Circular 216/2010/TT-BTC ngày に規定されていた税率より低くなります。

### 速達サービスを利用する輸入品に対する免税

税務管理手続きの簡素化を行い国際通例に相当するために、首相は 2010 年 11 月 30 日付け Decision 78/2010/QĐ-TTg を発行しました。従って、2011 年 02 月 01 日より速達サービスを利用する百万ドン未満価値の輸入品に対する輸入税及び付加価値税が免税されます。現在中国、日本、シンガポールなどの国は類似する政策を適用しています。

## その他

### 登記手数料に関する Decree の改定

財務省は Decree 176/1999、Decree 47/2003 及び Decree 80/2008 に取って代る Decree 草案を制定しています。草案による、主要な変更点は以下の通りです。

- ▶ ヨット、飛行機は登記手数料の納付対象に追加されます。
- ▶ 住宅、リース期限終了時にリース者に所有権が移転されるリース資産は登記手数料の納付対象外に追加されます。
- ▶ 登記手数料を計算する価格は実際取引価格となります（現行の規定では市場価格）
- ▶ 10 席以下の自動車に対する登記手数料の比率は 10% までとなり、20% までとなります（現行では 10% から 15% までと規定されています）

この件に関しては将来号の中で最新情報をお届けいたします。

### 失業保険に関する新たな Circular

2010 年 10 月 25 日に、労働省は失業保険に関する 2008 年 12 月 12 日付け Decree 127/2008/ND-CP の一部条項のガイドラインを提供する Circular 32/2010/TT-BLDTBXH を発行しました。

この Circular は署名日の 45 日後より発効し、Circular 04/2009/TT-BLDTBXH 及び Circular 34/2009/TT-BLDTBXH に取って代ります。



## 略称一覧（和訳）

CIT	Corporate Income Tax	法人所得税
DTA	Double Tax Agreement	二重課税防止協定
EPE	Export Processing Enterprises	輸出加工企業
FC	Foreign Contractor	外国契約者
FCT	Foreign Contractor Tax	外国契約者源泉税
FIE	Foreign Invested Enterprises	外国投資企業
GDT	General Department of Taxation	税務総局
GDC	General Department of Customs	税関総局
MoC	Ministry of Construction	建設省
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoIT	Ministry of Industry and Trade	工業貿易省
MoLISA	Ministry of Labor-War Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会福祉省
OL	Official Letter	オフィシャルレター
NRT	Natural Resources Tax	天然資源税
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
SBV	The State Bank of Vietnam	ベトナム中央銀行
SI	Social Insurance	社会保険
SSC	State Securities Commission	国家証券委員会
SST	Special Sales Tax	特別売上税
VAT	Value-added Tax	付加価値税
VAS	Vietnamese Accounting System	ベトナム会計システム

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**Hoang Vu Phan** ディレクター  
[hoang.vu.phan@vn.ey.com](mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com)

**The Gia Tran** シニア・マネージャー  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**Tuan Dinh Pham** シニア・マネージャー  
[tuan.dinh.pham@vn.ey.com](mailto:tuan.dinh.pham@vn.ey.com)

### 日系企業サービス (JBS)

**安西 冬樹** マネージャー  
[fuyuki.anzai@vn.ey.com](mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Nitin Jain** ディレクター  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Ronelle Acheron** シニア・マネージャー  
[ronelle.acheron@vn.ey.com](mailto:ronelle.acheron@vn.ey.com)

**Bernard U. Cobarrubias** シニア・マネージャー  
[bernard.cobarrubias@vn.ey.com](mailto:bernard.cobarrubias@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** シニア・マネージャー  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

### 日系企業サービス (JBS)

**中島 敬仁** シニア・マネージャー  
[takahito.nakajima@vn.ey.com](mailto:takahito.nakajima@vn.ey.com)

## Ernst & Young

### Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて  
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000126

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)